

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正を反映した寒川町障がい者福祉計画（令和3年度～令和5年度）について

《基本的理念に係る事項の見直し》

No	主な改正内容	指針該当箇所	障がい者福祉計反映箇所
1	① 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する旨を記載する。	<p><u>基本的理念 3</u></p> <p>入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</p>	<p>(現計画 P.56) <u>案1 (表面)</u></p> <p>(2) 生活支援</p> <p>④障がい福祉サービスの充実</p> <p>3. 居住系サービスの充実</p> <p>の中に追加</p>
2	② 引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む旨を記載する。	<p><u>基本的理念 4</u></p> <p>地域共生社会の実現に向けた取組</p>	<p>(現計画 P.51) <u>案2</u></p> <p>(1) 啓発・相互理解の促進</p> <p>③地域共生社会の実現に向けた取り組み</p> <p>の中に新たな施策として追加</p>
3	③ 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要である旨を記載する。	<p><u>基本的理念 6</u></p> <p>障害福祉人材の確保</p>	<p>(現計画 P.54) <u>案3</u></p> <p>(2) 生活支援</p> <p>の中に具体的な施策の項目を追加</p>
4	④ 障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る旨を記載する。	<p><u>基本的理念 7</u></p> <p>障害者の社会参加を支える取組</p>	<p>(現計画 P.57) <u>案4</u></p> <p>(2) 生活支援</p> <p>⑥スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実</p> <p>の中に新たな施策として追加</p>

《障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し》

No	主な改正内容	指針該当箇所	障がい者福祉計反映箇所
5	強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する旨を記載する。	<p><u>障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 5</u></p> <p>強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実</p> <p><u>障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 6</u></p> <p>依存症対策の推進</p>	<p>現計画 P.56) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">案1 (裏面)</span></p> <p>(2) 生活支援</p> <p>④障がい福祉サービスの充実の中に新たな施策として追加</p>

《相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し》

No	主な改正内容	指針該当箇所	障がい者福祉計反映箇所
6	① 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である旨を記載する。	<p><u>相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 1</u></p> <p>相談支援体制の構築</p>	<p>(現計画 P.95)</p> <p>(6) 障がい福祉サービス見込量確保のための方策</p> <p>◆ 相談支援体制の充実と活用 の文章を変更</p>
7	② 発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である旨を記載する。	<p><u>相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 3 (二)</u></p> <p>発達障害者等及び家族等への支援体制の確保</p>	<p>(現計画 P.54) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">案5</span></p> <p>(2) 生活支援</p> <p>②専門的な相談体制の充実の中に新たな施策として追加</p>

#### ④障がい福祉サービスの充実

- 障がいのある人が住み慣れた地域社会で安心した暮らしが送れるよう、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの充実を図ります。

##### 1. 訪問系サービスの充実

- 居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護
- 重度障がい者等包括支援

##### 2. 日中活動系サービスの充実

- 生活介護 ○自立訓練（機能訓練） ○自立訓練（生活訓練）
- 就労移行支援 ○就労継続支援 A 型 ○就労継続支援 B 型
- 就労定着支援 ○療養介護 ○短期入所（福祉型、医療型）

##### 3. 居住系サービスの充実

- 共同生活援助（グループホーム・日中サービス支援型）
- 自立生活援助 ○施設入所支援

##### 4. 相談支援の充実

- 計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援

##### 5. 障がい児への支援の充実

- 児童発達支援 ㊦医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援 ㊦居宅訪問型児童発達支援
- 障がい児相談支援

- 医療的ケアなど特別な配慮が必要で、サービスを利用することが難しい場合や緊急にサービスを利用することが必要になった場合に地域の中で対応できる体制づくりをめざし、短期入所を提供できる障がい福祉サービス拠点事業所を、引き続き湘南東部保健圏域に配置してまいります。
- 難病患者について、障がい福祉サービス等の対象となっているところですが、一層の制度の周知とともに、病状の変化や進行等に配慮した適切なサービス量が確保できるよう努めます。

- 相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、適切に利用できるような利用サービスの種類、内容等を定めたサービス等利用計画を適切に作成できる体制に努めます。

㊦強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対して、適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。

㊧アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域における様々な関係機関が連携し、依存症である者及びその家族を支援します。

**◆具体的な施策◆****①広報・啓発活動の推進**

- 広報紙やホームページ、ポスター等を通じて情報提供を行います。また、出前講座について、町民ニーズに合った具体的なテーマを検討し実施していくことで、障がい特性及び障がいのある人や障がい福祉に対する町民の理解を深める啓発活動を行っていきます。

**②障がい特性及び障がいのある人に対する理解の促進**

- 障がい者団体と協力し、障がいのある人が作った手作り品等を庁舎内で展示  
することにより、町民とのふれあいの場を提供し、障がい者理解の促進を図ります。また、「障害者週間」を中心に障がい者団体等と連携し、作品展示会や販売会を実施しています。これらを引き続き推進していきます。
- 障がい特性及び障がいのある人の生活のしづらさについて知り、そして理解を深めるため、広報紙の活用やリーフレットの配布等を継続するとともに、町地域自立支援協議会と連携し、より障がいに対する理解促進に向けた手法を検討し、実施してまいります。

**③地域共生社会の実現に向けた取り組み**

- 地域で暮らす障がいのある人が、その人らしく豊かに生活できるよう、地域団体や町内事業所などに理解を求めます。
- 地域で暮らせるための支援体制のあり方について検討し、地域福祉活動の充実を図ります。

**④基幹相談支援センター、相談支援事業所を中心に地域の様々な相談を受け止め、複数の事業所や関係機関等との連携により、多様な社会参加に向けた支援を実施してまいります。**

- 町社会福祉協議会が行っているボランティア活動の状況等について情報収集に努め、広報紙や障がい福祉ガイドブック、ホームページを通じて、ボランティア活動の紹介、募集、講座の案内等をし、障がいのある人をはじめ、広く町民に対してボランティア活動の内容や実態に関する情報提供を行っていきます。

## ②障害福祉人材の確保・養成

- ④将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供するため、また、障害福祉サービスの質を向上させるため、基幹相談支援センターを中心に、障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保と研修の実施に努めます。
  
- ④関係機関と協力して、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報に努めます。

## ⑥スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実

- スポーツ・レクリエーション・文化活動へ障がいのある人の参加を促進します。また、障がいのある人が利用しやすい環境を整備する観点から、手話通訳者・要約筆記者の派遣の充実を図ります。

- 町が行う各種行事やイベントにおいて、障がい者団体が参加できるよう、環境整備に努めます。

また、障がいのある人が参加できるスポーツ教室や地域交流行事等に参加できるよう、町社会福祉協議会等と連携し、支援します。

- ⑩ 障害のある人の文化芸術活動を推進するため、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保に努めます。

- ⑪ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に努めます。

## ②専門的な相談体制の充実

- 専門性が求められる多様な相談内容に応じられるよう、児童相談所、茅ヶ崎市保健所、総合療育相談センター<sup>エース</sup>、発達障害者地域支援マネージャー\*、神奈川県発達障害支援センター「かながわA」\*等の各機関と連携を図り、相談体制を充実します。

④発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援体制が重要であることから、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保、及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保に、関係機関とともに取り組んでまいります。

- 専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口に精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努めます。(再掲)